

# 私たち こんな活動しています!

## ●災害対策委員会

【令和4年度委員長】 石毛 和夫 (51期)  
Kazuo Ishige



災害対策委員会は、東日本大震災(2011年)の経験を踏まえて2017年に設置された、たいへん若い委員会です。2022年5月2日現在の委員・幹事数合計は49名です。

## 1. 災対委員会の使命

東日本大震災のとき、私たち第二東京弁護士会は、多くの会員弁護士を応援として被災地に派遣しました。そして、避難所で、仮設住宅で、復旧中の市街で、本当にたくさんの被災者が「法律家による支援」を必要としているのを目の当たりにしました。他方で、弁護士派遣の仕組みの不備や、被災者支援に対応できる弁護士の不足など、弁護士会の災害対策に多くの課題があることも痛感しました。

その後も、熊本地震(2016年)や西日本豪雨(2018年)など、大規模な自然災害は毎年のように起こっています。そのような状況で、例えばこの東京に首都直下地震が起こったらどうなるでしょうか。私たちは、法律家の支援を求める都民・市民の声に応えることができるでしょうか。

災害対策委員会は、そのような危機感の下に設置されました。

## 2. 災対委員会の活動

当委員会の活動は、大きく「災害時における被災地市民の支援」と「平時における継続的・総合的な災害対策」の二つに分けることができます。

### (1) 災害時における被災地市民の支援

当委員会は、西日本豪雨(2018年)、令和元年台風(2019年)、そして九州豪雨(2020年)など、日本各地が大災害に見舞われる都度、被災地弁護



コロナ禍借金110番(2020年)  
200件超えの相談があった

士会からの応援要請に応じて、電話による被災者法律相談を実施してきました。また、都内に避難してきている東日本大震災被災者の支援も、粘り強く続けています。

そして現在はこの東京が、「新型コロナウイルス感染症」という大災害の最大被災地となっています。当委員会は、二弁の「新型コロナウイルス感染症災害対策本部」の中心となって、2020年以来、「新型コロナウイルス感染症オンライン(Zoom)法律相談・電話相談」を実施しています。

また、被災者支援のための債務整理制度である「自然災害債務整理ガイドライン」(コロナ特則)の運用も当委員会の担当です。当委員会では、案件担当弁護士の推薦やメールによる質問の受付をするだけでなく、「ガイドラインプロジェクトチーム(PT)」のメンバーがZoomで担当弁護士からの相談等に応じる「カンファレンス」も実施し、担当弁護士をバックアップしています。さらに、制度の所轄庁である金融庁とも継続的に意見交換会を持ち、運用の問題点や改善を協議しています。この意見交換会は東京以外に類を見ないので、全国の弁護士会からも参加を希望する申出が後を絶ちません。

### (2) 平時における継続的・総合的な災害対策

しかし、弁護士会がこうした被災者支援活動を続



熊本視察研修旅行(2018年)  
背景は阿蘇山噴火口

けていくためには、弁護士会自体が、いかなる災害の下にあっても機能できるのでなければなりません。

そのため当委員会は、全国の弁護士会に先駆けて「第二東京弁護士会業務継続計画」(Business Continuity Plan:BCP)を策定し、毎年改定して理事会に提出しています。

また、裁判所・検察庁等とも、「三庁大規模災害対策連絡協議会」を定期開催して、災害時における司法機能維持のための体制整備を共同して進めています。さらに、都下の自治体との連携を進めるPTも編成しており、その努力が実って、2021年度には東京都大田区との間で災害支援協定を締結することができました。

そして、過去の経験を学び合い、また災害時には相互に助け合うため、他の弁護士会との交流には特に力を入れています。なかでも新潟県・熊本県・兵庫県の各弁護士会との間では、2021年度に「四会災害共助協定」を締結し、定期的に会合を持っています。また、大災害時、二弁事務局が機能を停止したときは、新潟会事務局が代わって二弁会員の安否確認を実施して下さることなども決まっています。

さらに、被災者支援を担う弁護士を増やしていくことも当委員会の大事な使命です。その一環として、当委員会では毎年、過去に大きな災害を経験した地域を視察し、現地の方々のお話を伺う研修を実施しています。2017年には大火災に見舞われた新潟県糸魚川市を、2018年には大地震のあった熊本県を訪れました(これが前述の「四会災害共助協定」にも繋がっています)。ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響で中断を余儀なくされましたが、今年度は、何としても復活させる予定です(災対委員会が災害に負けていてどうする!)

そして、こうした活動を踏まえ、2021年には書籍『自然災害・感染症をめぐる労務管理—法的リスクと実務対応—』(新日本法規)も出版しました。同書には、若手委員の先生方も多数執筆参加しています。

### 3. 災対委員会の勧め

当委員会は、「危機管理」という、企業にも個人にも、また法律事務所にも関連する課題に取り組んでいます。ですから、業務領域や事務所の規模を問わず、また新人・ベテランを問わず、誰にでも参加していただけます。実際、例えば大規模事務所やインハウスの方、海外赴任中の方にも参加いただいていますし、年度途中から参加して大活躍している方もいます。

首都直下地震のような大災害に備えつつ、新型コロナウイルス感染症の最大被災地にあつて、当委員会はいつも、新しい力を必要とし、大歓迎しています。当委員会の活動やお勧めポイントは、ここだけではとても書ききれません。少しでもご興味を持ってくださった方は、まずは一度、当委員会をのぞいてみてください。

#### 【若手委員(山本将貴委員・68期)の声】

私は当委員会のPTのほぼ全てに参加していますが、どのPTもアクティブに活動しています。ガイドラインPTやBCP改訂PTは全国の弁護士会に先駆けた活動をしていますし、新潟・兵庫・熊本会との四会協定PTや自治体PTは、現在進行形で災害対策ネットワーク構築を進めています。これらの成果を将来に遺す記録編さんPTも重要な取組みです。意義もやりがいもある当委員会に、是非、ご参加ください。

#### 【若手委員(金子祥子委員・73期)の声】

私は弁護士登録初年度から災害対策委員会に所属し、主に自治体連携PTで活動しています。昨年度の自治体PTでは、大田区との間で災害時の法律相談に関する協定の締結に至り、区との会議に出席したり、Twitterの広報内容を考えたりと主体的に活動することができました。新人でも活躍の場が与えられ、また、委員会の先生方は皆優しく、弁護士としてのイロハから災害関連の事情まで何でも教えてくださり、毎回の委員会活動がとても楽しいです。 